

2012 年度本庄国際奨学財団 海外留学(大学院生)奨学生募集要項

【対象】

2012 年 9 月 1 日以降に日本以外の外国の大学院に留学をしている日本人留学生

【募集人数】

4～5 名

【応募資格】(下記の資格すべてに該当すること)

1. 学位の取得を目的として、日本以外の海外の大学院に留学中または留学予定の日本国籍を有する大学院生。
2. 2012 年 9 月以降に在籍しているまたは入学が許可されており、在籍証明書、合格証明書、入学許可書等、入学の内定を証明できる書類のいずれかを提出できる者。
3. 博士課程在籍者は、1976 年 3 月 31 日以降に生まれた者、修士課程在籍者は 1981 年 3 月 31 日以降に生まれた者。
4. 留学先の大学、専攻分野に指定はないが、語学研修は不可。
5. 大学院修了後は、日本において勤務することを確約できる者。
6. 国際親善に理解をもち、貢献を期する者。

【応募に関するその他の注意】

1. その他の奨学金との重複受給は認められない。
2. 奨学金受給中はティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、通訳、翻訳など学業に関するアルバイト以外の就労をしてはいけない。

【奨学金の額および期間】

1. 奨学金

- (1) 月額 20 万円を 1～2 年間
- (2) 月額 18 万円を 3 年間
- (3) 月額 15 万円を 4～5 年間

- ・ いずれも最終目標とする学位取得までの最短年限とし、本人が選択できる。
- ・ 各コースにおいて支給が終了したあとの延長、または支給開始後のコースの変更はできない。

2. その他諸費用

(学会参加の交通費等、奨学金支給規定に定められた費用)

【選考方法】

1. 募集期間 2012 年 2 月 1 日～2012 年 4 月 30 日
2. 第一次選考…書類審査。結果は 2012 年 6 月 30 日までに発表する。
3. 第二次選考…面接審査 2012 年 7 月上旬に東京都内で実施。

詳しい日程は第一次選考通過者に直接連絡する。

ただし海外在住者は Skype での質問で面接審査に代える場合がある。

上記日程は変更になる場合があります。変更または面接の日程が確定したときにはホームページ上で発表します。

4. 最終決定 2012 年 7 月 31 日まで

【応募方法】

1. ホームページから応募フォームを記入し、受付番号を取得すること。

<http://www.hisf.or.jp/scholarship/japanese.html>

* 審査結果発表はホームページに受付番号を記載する形で行いますので、必ず控えておいてください。

* 海外留学奨学金プログラムの応募フォームは 2011 年 1 月上旬よりホームページに記載予定です。

2. 取得した受付番号を奨学金申請書の右上に転記し、下記の必要書類を事務局へ郵送して申し込むこと。
 - ① 奨学金申請書（当財団指定のもの。指定の場所に受付番号の記入・申請者の顔写真を貼付すること）
 - ② 履歴書（当財団指定のもの）
 - ③ 身上書（当財団指定のもの）
 - ④ 成績証明書 i 出身大学学部のものと ii 現在の課程もしくは前課程のもの両方を提出すること。i は必ず提出すること。大学に編入している場合は、編入前の学校の成績証明書も必ず提出してください。ii は取得可能な場合のみでよい。（コピー可）
 - ⑤ 研究計画書 i 研究内容 ii 修了までのスケジュール iii 将来の計画 iv これまでの実績（もしあれば）の 4 点を中心に日本語で書くこと。ワープロ可。枚数、書式は自由。
 - ⑥ 指導教授の推薦状 1 通（応募者の学業、人物、将来性についての所見を記した親展書）枚数、書式は自由。
 - ⑦ 在籍証明書、入学許可書、合格通知書など、在籍または入学を証明できる書類（コピー可）。

2. 応募書類は返却しない。
3. 申請書類上の個人情報については、当奨学生選考以外に使われることはありません。
4. ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報が提供されますのでご了承ください。
 - ① 書類審査・選考のため、選考委員への申請書類の提供。
 - ② 奨学金重複受給確認のため、大学担当者および奨学金支給団体へ「合格者一覧表」の提供。
5. 必要書類に一つでも不足があった場合は審査の対象になりませんのでご注意ください。
6. 一次書類審査の結果は、2011 年 6 月 30 日に合格者の受付番号をホームページ上に記載する形で発表します。

【応募締切】

2012 年 4 月 30 日当日消印有効

【奨学金の支給について】

1. 奨学金は 2012 年 9 月以降より支給される。
2. 奨学金は返済の必要はない。
3. 下記の場合は奨学金の支給を停止する。理事会の決定によりすでに支払われた奨学金の返還を要求する場合がある。
 - ① 病気その他の事由により就学又は研究を継続することが困難なとき。
 - ② 指導教授から就学又は研究の継続に不適合と認められたとき。
 - ③ 学業成績・素行が不良の場合。
 - ④ 当財団の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合。

【その他】

1. 奨学金受給中は、2 か月に 1 回書面による報告義務があります。
2. 奨学金支給終了後も OB 会等へ積極的に参加して下さい。
3. 本庄財団卒業生のための研究助成金制度があります。

【応募書類の送付先】

財団法人本庄国際奨学財団 事務局

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-14-9

電話 (03) 3468 - 2214

FAX (03) 3468 - 2264

Honjo International Scholarship Foundation

1-14-9, Tomigaya, Shibuya-ku, Tokyo 151-0063

Tel:+81-3-3468-2214

Fax:+81-3-3468-2264

<http://www.hisf.or.jp> info@hisf.or.jp